

にかほ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議要旨
(第 37 回)

日 時 令和 4 年 9 月 28 日 11 時 30 分

場 所 にかほ市象潟庁舎大会議室

1.開会

○感染状況 (9/25 現在)

県名	感染者数	前回会議時からの増加数 (7/25~)		備考
		うち現在の感染者		
秋田県	98,684 人	8,638 人	59,627 人	本荘由利管内: 9,321 人 (+6,739 人)

山形県は 9/14 より全数把握無し

秋田県は 9/26 より全数把握無し

2.議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策への対応 (行動方針) について

○9 月 22 日付で改正しているが、職員が陽性となった場合の病気休暇の期間に付いて、厚労省の基準の療養解除基準の見直しに基づき改正するものである。主な改正は症状がある場合は発症日から 8 日目で出勤可能となる。また、無症状の場合は、検査を受けた日から 5 日目で検査を受け、陰性である場合、6 日目で出勤可能となる改正となっている。

(2) 9 月 26 日以降の秋田県のコロナ対策の変更について

○新型コロナウイルス感染症の判明から療養の基準が変わる。発症者の報告対象は、65 歳以上・入院を要する方、重症化リスクがあり投薬・酸素吸入が必要な方、妊娠中の方であり、陽性となった場合、発生届けが必要になる。これらの方々には保健所より連絡があり、自宅療養、入院、宿泊療養に移行する。

これ以外の陽性者は新型コロナ療養ガイドがわたされ、そのまま自宅療養となる。検査キット陽性者・未就学児・65 歳以上基礎疾患あり・妊婦は自己検査にて陽性であっても医療機関を受診してくださいとのことである。それ以外の方は自分で陽性者登録をし、医師が確認の上、陽性確定メールをもらう。医師の診断が必要であり、自己検査の場合は登録をしてメールをもらう。今後はこのメールが陽性である証明になる。

併せて療養期間も変更になる。発症者は発症日を 0 日とし 7 日間療養し、8 日目から出務可能であるが、出務後 10 日目までは感染させるリスクがあるので感染予防の徹底をする必要がある。症状がない人は検査を受けた日を 0 日として原則 7 日間、8 日目から復帰できるが、5 日目に自主検査をして陰性の場合には 6 日目から復帰可能という流れになる。いずれにしろ、保健所からの連絡はないので、陰性確認検査は不要となる。

PCR 等の無料検査事業…感染拡大時の一般検査事業であるが、9 月 30 日の終了が 10 月 31 日に延びた。

3. 市長指示

コロナもだいぶ下火になってきたが、年末年始、第8波も取りざたされている。重症化しないとしても市民がパニックにならないようにしていかなければならない。市内の他の事業者についても景気は良くなりつつあるかとは思いますが、押し並べてすれすれのところでの営業ではないかと思われ、経済対策は打たなければならぬと考える。

午前 11 時 50 分終了